

議案第15号

鯖江市いじめ調査専門委員会等条例の制定について

鯖江市いじめ調査専門委員会等条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

いじめ防止対策推進法に基づき、教育委員会の附属機関として鯖江市いじめ調査専門委員会を、市の附属機関として鯖江市いじめ再調査専門委員会を設置したいので、この案を提出する。

鯖江市いじめ調査専門委員会等条例

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項および第30条第2項の規定に基づき設置する鯖江市いじめ調査専門委員会および鯖江市いじめ再調査専門委員会の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査委員会の設置)

第2条 法第28条第1項の規定に基づき、鯖江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、鯖江市いじめ調査専門委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査およびその再発防止に関する審議を行い、その結果を報告する。

(組織)

第4条 調査委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、調査審議を行う事項の関係者と直接の人間関係または特別な利害関係を有しない者であり、かつ、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的な知識および経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、教育委員会が前条第2項の規定による委嘱をする日から調査委員会が第3条の規定による報告がされた日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第6条 調査委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理し、次条に規定する調査委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集する。ただし、委員長および副委員長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開しない。ただし、議長が必要と認めるときは、調査委員会に諮って会議を公開し、または会議の内容を公表することができる。

(調査員)

第8条 調査委員会は、第3条に規定する所掌事務を遂行するために必要な事務を行わせるため、調査員を置くことができる。

(関係者の出席等)

第9条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、または関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員および調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(再調査委員会の設置)

第11条 法第30条第1項の規定による報告を受けた市長は、同条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、鯖江市いじめ再調査専門委員会（以下「再調査委員会」という。）を置くことができる。

2 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査（以下「再調査」という。）を行い、その結果を市長に報告する。

3 再調査委員会は、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的な知識および経験を有する者（第4条第2項の規定による委嘱を受けた委員を除く。）のうちから市長が委嘱する委員10人以内で組織する。

4 再調査委員会の委員の任期は、市長が前項の規定による委嘱をする日から第2項の規定による報告がされる日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第6条から第10条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第7条第1項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、第8条中「第3条」とあるのは「第11条第2項」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、調査委員会または再調査委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会または市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例の一部改正)

2 鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例（昭和32年鯖江市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3に備考として次のように加える。

備考 附属機関の委員等が特に高度の専門的知識または経験を必要とする業務を行う場合であって、その報酬の額がこの表の報酬の額により難しいときは、日額33,000円以内で市長が別に定める額を支給する。